第1回 東京都北区子ども・子育て会議 議事要旨

[日 時]

平成 25 年 7 月 18 日 (木) 18:30~20:30

「会場]

北とぴあ14階スカイホール

[出席者]

岩崎委員、神長委員、半田委員、我妻委員、荒木(正)委員、小俣委員、佐田委員、鹿田委員、 鈴木(將)委員、星委員、堀江委員、松澤委員、荒木(康)委員、小針委員、坂内委員、鈴木(香) 委員、橋本委員、松本委員、内海委員、大塚委員、小川委員、柴田委員、田渕委員

[次 第]

- 1 開会
- 2 区長挨拶・委員委嘱
- 3 委員紹介(氏名読み上げ)
- 4 議事
- (1) 子ども・子育て会議の運営について
 - · 会長 · 副会長選出
 - ・会議運営規程(案)について
 - ・議事要旨作成・公開のための録音について
- (2) 子ども・子育て会議への諮問について
- (3) 子ども・子育て支援新制度の概要等について
 - ・会議の位置づけ
 - ・子ども・子育て支援新制度の概要
 - ・(仮称) 北区次世代育成支援計画(平成27年度~平成31年度)について
- (4) その他(今後のスケジュール等)
- 5 閉会

[配布資料]

資料1:第1回東京都北区子ども・子育て会議次第

資料2:委員名簿

資料3:事務局名簿

資料 4: 東京都北区子ども・子育て会議運営規程(案)

資料 5: 東京都北区子ども・子育て会議条例

資料 6:東京都北区子ども・子育て会議条例施行規則

資料7:東京都北区子ども・子育て会議への諮問について(写)

資料8: 我が国の少子化の現状 ※平成25年度版少子化社会対策白書より

資料 9: 少子化対策の取組 ※平成 25 年度版少子化社会対策白書より

資料 10:子ども・子育て支援新制度について(A3版) ※東京都資料より

資料11:子ども・子育て関連3法について ※国資料より

資料 12: (仮称) 北区次世代育成支援計画の策定の考え方について

資料 13: (仮称) 北区次世代育成支援計画 (平成 27 年度~平成 31 年度) 策定スケジュール (案)

資料14:調査票のイメージ ※第4回子ども・子育て会議(国)資料より

[議事要旨]

1 開会

【事務局】: 定刻になりましたので、ただいまより東京都北区第1回子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日は、お忙しい中、また蒸し暑い中、お集まりいただきましてありがとうございました。私、会長選出まで議事進行させていただきます、北区子ども家庭部子ども・子育て施策担当副参事の岩田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。はじめに、第1回北区子ども・子育て会議の開催にあたりまして、花川区長よりご挨拶申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

2 区長挨拶・委員委嘱

【区長】皆さん、こんばんは。大変お暑い中、ありがとうございます。本日は、北区子ども・子育 て会議にご出席をいただきまして、ありがとうございます。また、日頃から子育て支援をはじ めとして、区政に対して格別のご理解とご協力をいただき、重ねてお礼申し上げます。さて、 北区では、「子育でするなら北区が一番」を合言葉に、保育所の待機児童解消に積極的に取り 組むなど、安心して子どもを産み育てられるよう、子育て家庭を支援し、子どもがのびのびと 成長できる、活力あるまちづくりを進めてまいりました。子ども・子育て支援法が、昨年8月 に公布され、北区の子ども・子育て施策を、総合的かつ計画的に推進するにあたり、当事者・ 関係者の方に、参画、関与していただくため、北区子ども・子育て会議を設置いたしました。 今日、出席いただきました皆様には、子育て当事者として、また、それぞれの立場で、子育て 支援や、子どもの健全育成にご活躍いただいております。公募委員は35名の応募の中から、 意欲にあふれた6名の方を選ばさせていただきました。学識経験者・区内団体の推薦の方も、 お忙しい中、委員をお引受けいただきまして、改めてお礼を申し上げます。皆様には、北区子 ども・子育て会議の委員を、平成27年6月30日までを任期として委嘱いたしますので、どう ぞよろしくお願いします。今回は 27 年度から 31 年度までの(仮称)北区次世代育成支援計画 の策定を、子ども・子育て会議に諮問させていただきます。2年間に渡り、どうか北区の子ど もの未来に思いを馳せ、十分ご協議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。最後に なりますが、本日ご出席の皆様の、益々のご活躍とご健勝を祈念いたしまして、挨拶とさせて いただきます。本日はありがとうございます。

【事務局】ありがとうございました。それでは、お集まりの委員の皆様のご紹介をさせていただき ます。

3 委員紹介

【事務局】お配りしてあります、名簿の順に紹介をさせていただきます。

(氏名読み上げ)

本日25名の委員中、23名のご出席をいただいております。東京都北区子ども・子育て会議条

例第7条第2項には、会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができないと定めておりますが、以上のとおり、本日は定足数を満たしておりますことを報告させていただきます。続きまして北区の職員の紹介をさせていただきます。

(職員紹介)

以上で北区職員の紹介を終了いたします。大変恐縮ではございますが、区長は公務多忙のため、 ここで退席をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ここで資料の確認をお 願いいたします。

(資料の確認)

4 議事

- (1) 子ども・子育て会議の運営について
- · 会長・副会長選任
- 【事務局】それでは、議事の(1)子ども・子育て会議の運営についてに入らせていただきます。まず、会長・副会長の選出に移りたいと思います。北区子ども・子育て会議条例第6条に、会議に、会長及び副会長を委員の互選により選出する、とされております。委員の皆様には、まず会長の選出をお願いしたいと思いますが、どなたかご推薦等ございますでしょうか。
- 【委員】昨年、次世代育成支援対策地域協議会がございまして、そこで副委員長を務めていただきました、東京家政大学の岩崎先生をご推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

【事務局】よろしいでしょうか。では、岩崎先生お願いいたします。副会長についてはいかがでしょうか。

【委員】会長一任でお願いします。

【事務局】いかがでしょうか。(異議なしの声)

では会長を岩崎先生にお願いしたいと思います。では、先生には会長席に移っていただきまして、この後の議事進行をお願いいたします。

【委員】ただいまご紹介に預かりました、東京家政大学の岩崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。家政学部の児童学科に所属しております。担当している科目は、申し上げにくいのですが、児童家庭福祉論といった科目を担当しております。先ほどご紹介いただきましたように、北区の次世代育成支援行動計画策定検討委員会の時に、色々勉強させていただきながら、1年半くらい、議論を重ねてきました。何人かの委員の皆様には色々お世話になりまして、またどうぞよろしくお願いします。先ほど、区長さんからお話がありましたように、子ども・子育て会議というのは、非常に重要な会議だと認識しております。国でも力を入れておりますし、北区の合言葉も、「子育てするなら北区が一番」ということで、大変力を入れておられるということを伺っております。ぜひとも委員の皆様には、活発な議論をしていただいて、良いものを作っていただければと思います。北区の子どもや、子育て家庭の皆様のために、どうぞよろしくお願いします。それでは、副会長ですが、ぜひとも神長先生にお願いしたいと思います。

(拍手)

【委員】神長です。副会長ということで、任務をいただきました。私も不慣れなもので、岩崎先生 の後をついていきながら、この会に参加していきたいと思っております。私はこの3月まで、 東京成徳大で、幼児教育・保育について講義をしてまいりました。保幼小連携で作っているカ リキュラムを担当させていただいて、一緒に勉強したいと思っております。北区というと、私も学生たちをつれて、幼稚園や保育園の方にお邪魔させていただいて、色々な先生方が工夫していらっしゃる姿を、学生と一緒に勉強させていただいて、大変お世話になっている区かと思っております。微力ではございますが、この会に参加させていただき、副会長として岩崎先生の後について、行っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】ありがとうございました。それでは、早速、議事に入りたいと思います。

・会議運営規程(案)について

- 【会長】まず、会議運営についてお諮りしたいと思います。事務局で原案を準備していますので、 説明をお願いします。
- 【事務局】資料4を用意いただけますか。会議運営規程の第1条ですが、代理人の出席についてですが、委員名簿のうち、区内団体推薦の方と、区職員・関係行政機関の方が、子ども・子育て会議条例施行規則第2条第1項第2号又は第3号に該当します。その方については代理出席と発言を認めております。第2条については、会議の傍聴について定めるものです。子ども子育て会議条例の第10条で会議の公開が定められておりますので、こちらで傍聴人について定めております。第3条は、議事要旨の概要を定めております。議事要旨については、発言者の氏名を伏せて、委員にご確認をしていただき、区のホームページに公開させていただきたいと考えております。第4条は、この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は、会長が定めるものとなっています。以上です。
- 【会長】それでは、説明について、何かご質問があれば、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。よろしければ、運営規程は案のとおりということで、決定させていただきます。

・議事要旨作成・公開のための録音について

【会長】次に、議事要旨作成・公開のために録音することについて、事務局より説明があります。 【事務局】議事要旨作成のためと、公開のため、会議を録音させていただきたいと考えております ので、ご了承いただければと思います。また、計画策定と調査を委託しています、業者が本日 オブザーバーとして出席させていただいておりますが、オブザーバーの出席に対しても、ご承 認いただければと思います。よろしいでしょうか。議事要旨の確認は、メールでやり取りがで きればと思います。メールアドレスの記入用紙をご用意させていただいておりますので、後ほ ど、提出いただければと思います。

(2) 子ども・子育て会議への諮問について

- 【会長】それでは、議事の(2)子ども・子育て会議への諮問についてということで、先ほど、区長さんのご挨拶にもありましたように、北区長と北区教育委員会から連名で、(仮称)北区次世代育成支援計画の策定について、子ども・子育て会議の諮問を受けています。事務局から説明をお願いいたします。
- 【事務局】資料7をご覧ください。東京都北区子ども・子育て会議への諮問について、写しを用意しております。子ども・子育て会議において、北区長と北区教育委員会からの連名で、(仮称)北区次世代育成支援計画(平成27年度~平成31年度)について、ということで諮問をしてお

ります。裏面をご覧ください。趣旨ですが、現行の「北区次世代育成支援行動計画(後期計画) (平成22年度~平成26年度)」は、その根拠法である次世代育成支援対策推進法が平成26年 度までの時限法となっており、計画期間が平成26年度までとなっております。また、平成24 年8月に施行されました、子ども・子育て支援法により、子ども・子育て支援事業計画の策定 が義務付けられております。北区では、平成27年度以降も、区の次世代育成支援に関する施 策を総合的・計画的に進めるため、子ども・子育て支援計画を内包した、(仮称)北区次世代 育成支援計画を策定するものでございます。それについての諮問です。

【会長】ありがとうございました。

- (3) 子ども・子育て支援新制度の概要等について
- ・会議の位置づけ
- 【会長】それでは、(3)子ども・子育て支援新制度の概要等について、事務局より説明をお願い します。
- 【事務局】子ども・子育て支援新制度の概要について説明いたします。会議の位置づけですが、資料5の北区子ども・子育て会議条例をご覧ください。第1条に北区長と北区教育委員会の両方の附属機関として、位置づけられております。第2条の所掌事項ですが、参考資料を準備しておりますが、真ん中の2に子ども・子育て会議の所掌事項が、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項を、審議することとなっています。ここでは第77条第1項の各号を説明してあります。(1)特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・認可保育所)の利用の設定に関し、意見を述べること、(2)特定地域型保育事業(家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)の利用定員の設定に関し、意見を述べること、(3)子ども・子育て支援事業計画策定・変更に際し、意見を述べること、(4)北区における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び該当施策の実施状況を調査審議することが、所掌事項となっています。第3条で、会議の組織を定めています。学識経験者その他は規則で定めるとなっていますが、その規則が資料6となります。第2条に学識経験者以外に、北区在住または在勤する者で公募によるもの、区内団体の推進を受けた者、区職員又は関係行政機関の職員となっています。そのほか、条例では臨時委員を設けることができること、議会の公開について定めています。

・子ども・子育て支援新制度の概要

【事務局】次に子ども・子育て支援新制度について、説明します。資料8をご覧ください。6月に 閣議決定された、「平成25年度版少子化社会対策白書」から抜粋しました。まず、出生数、出生率の推移ですが、第一次ベビーブームでは、270万人近い出生数でしたが、1991年以降は増減を繰り返しながら、減少傾向を示しており、2011年では105万806人となっており、最も多かったときに比べ2分の1以下となっています。また、合計特殊出生率を見ると、平成元年には、ひのえうまで最低であった数値を下回り、1.57となり1.57ショックといわれています。これが少子化対策に取り組む原因となっています。これ以降、グラフの右が赤くなっている部分、2005年には1.26まで下がり、今は少し回復しましたが、平成23年には1.39となっています。下のグラフは、都道府県別のグラフを見ていただきますと、赤くなっているのが、全国平均を上回っている都道府県となっています。茶色は同じか、下回っているところです。東京

都は突出して低く、1.06となっています。次に、総人口の減少と人口構造の変化についてです が、グラフを見ていただきますと、子どもの人口が大幅に減少し、65歳以上の人口が大幅に増 加し、人口構造が変化してきています。次に、婚姻・出産等の状況についてですが、婚姻率も 下がっており、平成 23 年では、過去最低の 5.2 となっており、1970 年代と比べると、半分近 く減っています。また、年齢別の未婚率についても、男女ともに上昇しており、生涯未婚率を 30 年前と比較すると、男性は 2.6%から 20.14%、女性は 4.45%から 10.61%となっており、 男性は2割、女性は1割の方が、生涯未婚で過ごす状況となっています。晩婚化と晩産化の進 行についてですが、平均初婚年齢と出産年齢は、年々遅くなっており、2011年では、初めての 子どもを産む年齢が30歳を超えています。第1子が30.1歳、第2子が32.0歳、第3子が33.2 歳となっています。結婚、出産、子育てをめぐる状況の結婚に対する意識ですが、これから結 婚しようと思っている方は8から9割いますが、一生結婚するつもりはない人は、第9回調査 以降、緩やかな増加傾向となっています。出産に対する意識ですが、夫婦にたずねた理想的な 子どもの数ですが、こちらも毎年低下をしており、前回調査の 2010 年には、調査開始以降最 も低い数値となっており、2.42人となっています。また、実際持つつもりの子どもの数も低く なっているのが現状です。就労形態などによる家族形態状況の違いについてです。若年者の完 全失業率と非正規雇用割合のグラフですが、赤い線が全年齢の数値となっており、青い線が15 ~24 歳の数値となっています。完全失業率も、全年齢に比べ、若年者の失業率がかなり高くな っています。また、就業形態別配偶者のいる割合 (男性)ですが、30~34 歳の正社員では 57.1% となっていますが、それが、非正規雇用やアルバイトでは30%を切る状況となっています。女 性の就労状況ですが、このグラフは縦断調査といいまして、以前答えていただいた方が、その 後どうなったかを調査しているものです。出産前後に仕事をやめた母親の割合は平成22年で は 54.1%となっており、平成 13 年に比べて、13.3 ポイント減少しています。また、何らかの 形で働きたいと考えている方が、86%となっていますが、一方で出産を機に退職した女性の約 4分の1が、仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立が難しいという理由で仕事をやめてい ます。こちらが現在の少子化の現状となっています。

続きまして、資料9をご覧ください。こちらも「平成25年度版少子化社会対策白書」から、いままで国が取り組んできました、少子化対策についてです。少子化対策の始まりは、平成2年の1.57ショックとなっています。これを受け、出生率と子どもの数が減少傾向であることを問題として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての検討が始まりました。まずはじめに、エンゼルプラン、新エンゼルプランということで、今後10年間に取り組むべきものが示されております。次ページには、これまでの取組ということで、国がこれまでどのように取り組んできたかがわかります。平成15年に次世代育成支援対策推進法ができ、こちらで次世代育成支援行動計画をたてることがうたわれました。これは、地方自治体と事業主が計画を立てて実行していくものです。北区でも、平成21年度までの計画を策定し、また後期計画として、平成22年度から26年度までの計画を制定しています。その他に、子ども・子育てビジョンがあります。最終ページをご覧ください。2010年1月29日に閣議決定されたものであり、子どもや子育てを応援する社会ということで、家族や親だけが子育てをするのではなく、社会全体で、子育てを支えることがうたわれています。目指すべき社会の4本の柱と、12の主要施策がうたわれています。こちらを基に、子ども・子育て新システムの検討がはじまりました。2ページに戻っていただき、平成22年から子ども・子育て

新システムの検討会議が始まりました。子ども・子育て新システムの基本制度案要綱、中間とりまとめ、平成24年3月に基本制度が決定され、子ども・子育て支援法案、総合こども園法案、それらの関連法律の整備等に関する法律案が国会に提出され、その後、修正が行われ、子ども・子育て支援法と認定こども園を定めております、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、いわゆる改正認定こども園法が可決されました。以上が今までの流れです。

次に資料10をご覧ください。こちらは東京都が概要版として出しているものです。資料11 をご覧ください。子ども・子育て関連3法についてです。内閣府と文部科学省、厚生労働省が 出している資料です。国からの資料については、内閣府のHPに公開されております。資料 11 で説明します。2番の子育てをめぐる現状と課題についてです。現状と課題が述べられていま すが、急速な少子化の進行や、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、子育て の孤立感と負担感の増加、深刻な待機児童問題、「小1の壁」といわれる放課後児童クラブの 不足、質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性、地域の実情に応じた提供対策が不十分とい うことがありまして、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・ 確保」、「教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」の3点を目指すものと なっています。3番の子ども・子育て関連3法の趣旨と主なポイントです。それぞれの法律の 概要については、35 から 37 ページにあります。3 法の主なポイントは 7 つ上がっております。 「①認定子ども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付」「②認定 こども園制度の改善」「③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実」「④基礎自治体が実 施主体」「⑤社会全体による費用負担」です。これは、消費税率引き上げによって、0.7兆円を 確保することとなっていますので、3法改正の時期ですが、消費税率が10%に上がることが確 定しないと、本格施行にならないこととなっています。あと「⑥政府の推進体制」「⑦子ども・ 子育て会議の設置」となっています。子ども・子育て会議については、国ではすでに設置され ており、地方版の子ども・子育て会議も設置の努力義務が示されていますので、北区でも設置 しました。5番の子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像ですが、子ども・子育て 支援給付には、施設型給付、地域型保育給付、児童手当があります。施設型給付の私立保育所 については、現行どおり、区が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も区が行うことと なっています。地域子ども・子育て支援事業については、今まで行ってきている事業が多くな っていますが、利用者支援、地域子育て支援拠点事業として位置づけています。6番をご覧く ださい。子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供のイメージ図が載って います。子ども・子育て家庭の状況や需要を把握し、子ども・子育て支援事業計画をたてるこ とが必須となっています。また、計画的な整備を進めることとなっています。給付の仕組みで すが、7番をご覧ください。幼稚園のみ左側にはみ出ている部分があります。こちらは、私立 幼稚園については、施設型給付を使うか、今までの私学助成を使うかを、選択することとなっ ています。13番をご覧ください。保育に関する認可制度の改善等についてです。認可制度を前 提として、社会福祉法人・学校法人以外の者に対して、客観的な認可基準への適合に加えて、 経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求めることと なっています。その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需要調整が必要な場合を 除き、基本的には認可するものとなっています。また、都道府県で認可されたものに対して、 区は利用定員を定めた上で、給付の対象とすることを確認します。確認を行った区は、適正な

給付の維持のため、施設・事業に対し、指導監督を実施することとなっています。次に 20 番 をご覧ください。地域型保育給付の創設です。新たに創設されるもので、3歳未満児を対象に、 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育が市町村により認可を行うものです。 事業所内保育はそれぞれの事業所が行っていましたが、従業員のほかに、地域に開放すること を条件に給付の対象となっています。保育の必要性の認定、公的契約、市町村の関与、公定価 格の算定の考え方、給付の支払い方法などについては、施設型給付と同様とすることとなって います。また、3歳以上の施設である認定こども園や幼稚園などの、学校教育・保育を行う施 設との連携を確保することとなっております。24番をご覧ください。地域子ども・子育て支援 事業の対象範囲についてです。こちらは市区町村が地域の実情に応じて実施する事業です。対 象事業の範囲は以下のとおりです。利用者支援は入園相談などが当たると考えています。地域 子育て支援拠点事業は、子育て支援の事業が行われていますが、それらが該当すると思います。 その他一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業などがあります。実費徴収に係る補足給付を行う事 業と多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、新しい事業となっ ており、詳細はまだ国から示されておりません。34番をご覧ください。スケジュールです。青 い線と緑の線が示されています。青の線が国の動きで、緑の線が地方自治体の動きです。国で は、現在基本指針の策定を行っており、そろそろ出来上がると思います。地方自治体では基本 指針を受け、区の事業計画の検討を始めていきます。以上が子ども・子育て関連3法の説明で す。

・(仮称) 北区次世代育成支援計画(平成27年度~平成31年度)について

【事務局】資料 12 をご覧ください。計画策定の考え方です。次世代育成支援行動計画の後期計画が冒頭にありますが、冊子と概要版を配っております。概要版をご覧ください。基本理念として、「子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち」としています。基本方針として、「"すべて"の子育て家庭への支援」「"まちぐるみ"での子育て支援」「"子育て"・"子育ち"への支援〜子どもの人権を尊重して」「"顔がみえる"子育てネットワークづくり」をあげています。施策目標として、「1 家庭の育てる力を支えるしくみづくり」「2 子育て家庭を支援する地域づくり」「3 未来を担う人づくり」「4 親と子のこころとからだの健康づくり」「5 安全・安心な子育て環境づくり」「6 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援」「7 安心して子育てと仕事ができる環境づくり」を掲げています。右側に計画の推進に向けてということで、「計画の推進状況の把握」、「地域・関係機関との連携・ネットワークの強化」「多様な主体が担う新たな仕組みの構築」「効率的な行政運営の推進」「サービスの質の向上と利用援助の仕組みづくり」「国・都への要望」を行いながら、計画を実施していくというものです。

資料 12 をご覧ください。国が示す子どもを取り巻く社会的動向については、説明させていただきましたが、これを基に子ども・子育て支援新制度の準備がなされております。また、北区の概況からみる現状として、人口について冊子をお配りさせていただきました。北区は昭和60 年の366,831 人から平成17 年まで減少傾向が続いていましたが、平成22 年には、増加傾向を示し、この傾向は、平成25 年においても継続しています。報告書の4ページをご覧ください。年少人口は、平成35 年までは僅かですが増える傾向にあり、その後減少傾向となっています。また、待機児童は平成25年4月期に125名と大幅に急増しています。基本計画における位置づけですが、将来像として「ともにつくり未来につなぐときめきのまち人と水とみ

どりの美しいふるさと北区」としており、重点戦略として、「子ども」・かがやき戦略をうたっており、少子化に対応し、教育・子育てを推進しています。これを基に計画策定の背景と基本的な考え方ですが、「子育でするなら北区が一番」をより確かなものとするために、これまでの教育・保育の状況からニーズの動向を分析するとともに、新たにニーズ調査を実施し、区民の真のニーズの的確な把握を行います。その結果に基づき、子どもにとって最善の利益が実現される社会をめざし、子ども・子育で支援に関する質・量ともに支援の充実が図られる事業計画の策定を行います。また、後期計画も引き継ぐものとして、計画の評価・検証を行い、次世代育成支援の総合的な計画を策定していきます。視点については、会議で検討していくものですが、今考えられるものとして、提示させていただいております。計画策定の作業手順ですが、国の基本指針が今後示されます。アンケート調査についても示されることとなっており、アンケートも実施していきます。ニーズ量の算出とともに、ニーズ調査の内容に後期計画の検証も行っていきますので、現行計画の評価に基づく現状・分析・課題の整理を行っていきます。これを基に、基本的な構成の検討を行い、新たな理念等に基づき課題を整合させ、施策の方向性・具体的な取組を検討していきます。重点取組みの検討を行うとともに、推進体制と計画の評価体制の構築を行い、(仮称) 北区次世代育成支援計画を策定していきたいと考えております。

(4) その他(今後のスケジュール)

【事務局】資料 13 をご覧ください。策定スケジュールです。今日が第1回目で、2回目で後期計画の進捗状況の報告とニーズ調査の検討を行います。3回目でニーズ調査の最終の検討を行い、その後、10~11 月にかけて調査を行います。ニーズ調査の集計・分析を行っている間に、(仮称) 次世代育成支援計画骨子の案を検討していきます。来年の2、3月でニーズ調査の結果報告を受けて、後期計画の評価とともに、(仮称) 次世代育成支援計画の策定にあたっての骨子を固めていきたいと思っています。26 年度は、量の見込み、確保策の検討を行います。法定の子ども・子育て支援事業計画は、9月くらいまでに都に報告する必要があるので、量の見込みや確保方針をまとめていきます。計画全体については、秋口にまとめパブリックコメントを行い、年明けに区議会からの意見をいただき、(仮称) 次世代育成支援計画としてまとめて行きます。

資料 14 をご覧ください。国の会議で検討中ですが、現在示されている調査票のイメージです。青字は量を推計していくために必要なものとなっています。こちらの内容に、後期計画の検証ができる内容を加えて、ニーズ調査を実施していきます。その他の資料について説明します。

保育計画の改定版です。参考資料も挟んでおります。待機児童の推移がグラフとなっていますが、21~22年に急増したので、緊急対策を進め、保育計画を改定し、23年に38名、24年には33名となり、23区中2位という成績でした。しかし、平成25年は申込みが急増し、125名となっています。そのため、補正予算により、追加整備を実施しておりまして、公募を行っています。

【事務局】次に、今度の児童館のあり方に関する基本方針をご覧ください。3月に策定しました。 概要版をご覧ください。これまでの児童館について、現状をまとめてあります。0~18歳まで の児童に健全な遊び場を提供してきました。北区では半径500メートルに1館設置ということ

で、25 館設置するとともに、隙間を埋めるということで、児童室が4室あります。今後のあり 方がどう変わってくるのかというと、冊子の9ページをご覧ください。(2)放課後子どもプ ランの実施とありますが、北区では、放課後における子どもたちの安全・安心で健やかな活動 拠点(居場所づくり)の充実を図るために、平成22年3月に「北区基本計画」において、全 小学生を対象にした「放課後子ども教室」「学童クラブ」「校庭開放」の機能をあわせもつ総合 的な放課後対策事業として、「放課後子どもプラン」を全小学校で実施することとなりました。 このことにより、小学生の安全・安心な活動拠点として、小学校内に新たな居場所が設置され、 小学校では、校庭や体育館などを利用したダイナミックな遊びが展開できたり、放課後子ども プランの専用ルームを活用した学習支援や工作活動等も可能となることから、小学生の放課後 の生活パターンが大きく変化することが予想されます。児童館は0~18歳までの高校生までが 対象となります。今まで、児童館全体の利用者数のうち56%が小学生、40%が乳幼児の保護者、 4%が中学生・高校生の利用割合でした。放課後子どもプランを実施しますと、児童館は、小 学生が利用していた時間は空いてくることとなります。そのため、今後児童館をどうするかが 課題となりました。今後の児童館のあり方ですが、(仮称)子どもセンター(乳幼児親子の居 場所機能を中心とする児童館)については、今でも乳幼児などが利用しており、午前中を中心 に事業を展開しています。午後になると小学生が来るので、入れ替わりにお帰りになりますの で、事業をさらに充実させていこうという考え方です。(仮称)子どもセンターはベビーカー を押しながら徒歩で概ね 15 分程度の距離に 1 か所を基準に設置していくとなっています。15 分は 750mに1か所となります。児童館設置の考え方は 500mに1館となっておりますが、子 どもセンターは 750mに 1 か所となるので、数は減ってくることとなります。(仮称) ティーン ズ・センターは中高生の居場所となりますが、現状では中高生の利用は児童館全体の利用者数 の4%です。主に夕方の利用が多くなっています。中高生に魅力ある事業を展開して、より多 くの人に来てもらおうと考えています。これも、概ね2中学校区に1か所程度を設置し、(仮 称)子どもセンター内に置くこととしています。児童館があり、それよりも数が少なく子ども センターがあり、その中で、ティーンズ・センターを設置して行っていくことが、児童館のあ り方の考え方です。子どもプラザ(総合的な子育て支援拠点)ですが、児童館機能、子ども家 庭支援センター機能、子ども発達支援センター機能をあわせもった総合的な子育て支援の拠点 を目指すものです。北区では1か所程度を考えています。

他の資料として、北区基本計画の概要版を入れています。教育ビジョン 2010 を入れています。 北区の財政を知っていただくための資料、その他に内閣府等から出ているパンフレットや、北 区子育てガイドブック、北区子育てマップも配りました。イクメン講演会が後日ありますので、 チラシも配布いたしました。

【会長】大量の資料をいただきまして、ありがたいと思いますが、用意していただくだけでも本当に大変だったと思います。それでは、ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様からご意見やご質問、あるいは、それぞれの現場の状況をお聞かせいただければと思っております。全員の委員の皆さんにご意見をいただければと思いますが、委員が23名いますので、発言時間が1人1分としても30分弱かかりますので、大変恐縮ですが、お1人1分強でお願いしたいです。細かい意見は2回目以降にお願いするということで、ぜひとも、今日第1回の場で言っておきたいということを言っていただければと思います。よろしくお願いいたします。順番はどうでしょうか。挙手をしていただく形でよろしいでしょうか。お願いいたします。

- 【委員】3 つほどお願いと、確認したいことがあります。まず1つ目ですが、この会議の根拠である、子ども・子育て支援法につきまして、内容は分厚いものだと思いますが、今回資料として入っておりません。できれば次回までに、各委員にお配りいただくようお願いしたいです。それから、2つ目は、先ほどご説明がありました、資料 14 の調査票のイメージということですが、これは子ども・子育て会議の方で、策定されているもので、これが一体いつの時のものなのかを教えていただきたいと思います。それから、それに関連しまして、ニーズ調査の調査方法について、例えば対象ですとか、内容の精査等についてはこれからスケジュールで行っていらっしゃるということなので、もう少し教えていただきたいことと、3つ目は本当に申し上げにくいのですが、この莫大な資料を拡げるのに、このスペースでは大変狭いので、次回はこのスペースを少し広めていただきたいと思います。以上の3点でございます。
- 【会長】ありがとうございます。それでは、事務局の方からお願いします。
- 【事務局】子ども・子育て支援法の資料については、次回、用意させていただきます。概要版については、先ほどの、子ども・子育て関連3法の36ページに載っていますので、ご覧ください。こちらのニーズ調査の調査票でございますが、最近の子ども・子育て会議の席で配布されているものです。次の会が26日に予定されておりますので、それからその次くらいに固まってくるのではないかと考えております。ニーズ調査方法については、次回案としてご提示をさせていただきたいと思いますので、できれば事前に資料を見ていただいてから、会議に参加していただくという形をとれればよいと思っております。秋に調査を予定しておりますので、それまでに内容をご検討いただきまして、内容を固めていきたいと考えております。場所は、申し訳ございません。3人座ると意外と狭かったので、以降考えさせていただきます。ありがとうございます。国の子ども・子育て会議が今月の26日です。
- 【会長】それでは、他にいかがでしょうか。
- 【委員】今日たくさん資料を頂いたのですが、次回から、何を持ってくればいいのか、あるいは、また新しい資料を会議のたびに、前もっていただけるのかと期待しておりますが、そこをはっきりしていただければ、必要な分だけ持ってきたり、学習してきたりしたいと思います。それから、先ほど私が聞きもらしたかどうか分かりませんが、資料7の、東京都北区子ども・子育て会議への諮問についてという北区次世代育成支援行動計画(後期計画)が平成26年度で終わって、27年度からのものを、この会議で話し合って決めていくものなのでしょうか。この会議は、幼稚園や学童に色々問題がありますが、次世代育成支援の平成27年度からの計画のための会議でもあるわけですよね。確認です。
- 【事務局】資料については、なるべく事前にお配りいたしまして、必要なものはお知らせいたします。計画については、仮称がついており、名前が似通っていて分かりにくいのですが、27年度の計画を、幼稚園や保育園の数をどうするかという内容も含めまして、計画を策定していただくというのがこの会議の大きな仕事になると考えていただければと思います。
- 【会長】今の件で確認ですが、資料は事前にお知らせしてくれるということですが、これは捨てないで、自分で保管しておいた方がよいという理解でよろしいでしょうか。
- 【事務局】できれば、そのようにお願いいたします。
- 【会長】それでは他にいかがでしょうか。
- 【委員】新システムの、色々な給付のシステムが変わって、施設給付になって、システム自体は、 国の検討会で決められると思いますが、北区の場合は、ニーズ調査が大きな課題になってくる

と思います。それに伴う、お預かりする保育施設、保育園、認定こども園であり、幼稚園で、お子さんたちをお預かりして、働きたいという、ワークライフバランスを進めていくというふうに考えております。現在の、保育園における待機児童が昨年と比較しまして、3~4倍の数値となっています。ここのところの解決というのが、非常に大きな課題になってきていると思います。具体的には保育計画、(仮称)次世代育成支援計画の中で進めていくという理解でよろしいかと思います。それと同時に、質的な担保をしていかないと、預かるだけではなくて、よりよい子どもたちの学習環境、よりよい保育環境を作っていくためにはある程度のきちんとした施設、カリキュラム、決まりを考えていかないとただ量的な問題だけになってしまうのが、非常に危険な考え方だと思います。その辺で間違いがないか確認をさせていただきたいと思います。

【事務局】ありがとうございます。そのとおりだと思います。

【会長】他によろしいでしょうか。

- 【委員】私、労働組合という立場から参加させていただいておりますが、2点ほど確認させていただきたく思います。まず1点目ですが、子育てをするということに関しましては、今私も2人の子どもの父親でして、やはり子育でするには先立つお金が必要かと思います。こういうことに関しまして、例えば北区の企業への支援、1つ気になったのが、資料11の20ページ、地域型保育給付の創設というところの、1つ目の丸の四角の4番、事業所内保育というものがありますが、企業の中に保育所のある場合、そういうところには、北区として何か支援をしていくという認識でよろしいでしょうか。もう1つは、「子育でするなら北区が一番」というキャッチフレーズがあるかと思いますが、その根拠をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 【事務局】子育でするなら北区が一番というものは、目指すものでもあり、どうなれば実現される のかは難しいですが、それに向けてがんばっていこうという1つのスローガンであり、施策を 進めていく区の姿勢としてとらえていただければと思います。
- 【事務局】事業所内保育ですが、今は、都道府県から少し補助がでていると聞いていますけれども、 それを事業所内保育でも空きがある場合が結構あるというふうにお聞きしておりますので、そ れを地域の方に開放していただいて、地域の方も利用ができるようなもので、その事業所に対 しても、お子さんを預かると給付されるというようなシステムのものと考えております。どの くらいの規模のものをよしとするのか、どのくらい給付されるようにするのかなどの詳細は、 まだ国の方から示されておりませんので、今後の検討を待ちたいと考えております。
- 【委員】 待機児童が増えたとありました。 待機児童の考え方ですが、身近なところに行きたいけど、 どこか遠くで間に合っている、とりあえずどこかで待っているというのが待機児童の現状です。 ここでいう待機児童とは、何を指していますか。
- 【事務局】待機児童は、現在、保育園を申し込んだけれども、入れていないお子さんを指します。 認可保育所だけでなく、認証保育所という認可外については、東京都が補助をしておりまして、 そういうところに行っている人は待機児童にはなっていないです。また、遠方に入ってしまっ た場合には、待機児童としてはカウントされておりません。反対に、保育所に申し込んだけれ ども、1ヶ所しか希望を出してなくて、どうしてもここでなければいやだという方については、 こっちが空いていれば入れるのにということで、現状では待機児童としてはカウントしており ません。

- 【委員】実態がなかなか掴みづらいところだと思いますが、保育園はできるだけ地元に子どもたちが入りたい、入っていただきたいというのが地域の希望です。ところが、例えば地元の保育園に入らないで、かなり遠くに入ったり、遠くのお子さんの方が地元に来ている。それが、ずっと前から申し上げているのですが、ポイント制で、やむを得ない制度のようですけど、地元に入れるような制度を、北区でできるのか、国なのか分かりませんが、同じ条件であれば、地元のお子さんが入れるようなポイント制を、これから工夫していかないといけないと思います。小学校・中学校は、地元の小学校にという制度に、今どんどん変えていっていますが、保育園は地元に入れるという考えはありえないでしょうか。地元になるべく子どもさんが入る。現実、遠方から私どもの近くの保育園に車で送ってくるのです。ポイント制でやむを得ない話のようですが、例えば地元の人には0.5くらいのポイントを付けて、地元のお子さんと同じポイントだったら、地元に入れるという制度を、先々考えていかないと、待機児童の問題は全て解消していかないと思っています。
- 【事務局】どのように審査をして、入園を承諾するかが非常に難しい話です。入所を希望する保護者は、公平性を求めるということがありますし、保護者の希望からすれば、例えば都心に通勤されているような方にとってみると、駅までの途中にあるのが一番よいということにもなりますので、駅の近くがどうしても入所の申し込みが多いという状況にあります。そういった中で、今、鈴木委員のご提案は、地域密着という意味ではもっともではございますが、現状では非常に難しいと考えております。相当程度の分量が提供されるというような状況にならないと、実現ができないと考えております。
- 【委員】地域の子どもは地域で育てるというのは、幼児については、遠方から車で送ってくるということではなくて、近くのお子さんが、近くに入れるというふうに、先々考えていかないといけないのではないかと思います。
- 【会長】ありがとうございました。他にいかがでしょうか。
- 【委員】小児科という立場で少しお話させていただきます。やはり、保育園に入れられたあとの、病児保育が非常に大切になってきます。1~2週間子どもが熱を出してしまって、保育園に預けられない。病児保育が圧倒的に少ないですし、今後もあまり進んでいくようには見られていないです。仕事をしている親御さんにとっては切実な話で、そこがきちんとしているかどうかで、就業できるかどうか、また、子どもを次にもうけるかということで、大きく違ってくるかと思います。なかなかここはどこでも進まない話で、北区でこれをどう考えていくか。よろしくお願いします。
- 【事務局】病児保育につきましては、北区では、今のところないということです。計画はしているのですが、病児保育につきましては、看護師1名の配置が必須ということがあります。また、1日1回以上医師の回診が必要ということで、医療との連携が欠かせないということがございます。北区でもそういうことを前提に、病院等々でできるような形で交渉中でございます。
- 【委員】ぜひよろしくお願いします。
- 【会長】ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。
- 【委員】この子ども・子育て会議というのは、国でもあって、東京都でもあって、北区でもある、 3つの国レベル、都道府県レベル、市区町村レベルとあるのですが、どこで何を決めていくの か。実際にこの会議で、何を具体的に決めていくのか。それと、東京都は何を決めて、例えば 施設の設置基準の問題が色々あるかと思いますが、参酌すべき基準になるのか、それとも、そ

れはこの基準でやりなさいという遵守しなければならない基準になってくるのか。たぶん国が 決めた色々な相対的な部分というのは、遵守すべきものではないかと、その辺りがはっきりと 分からないです。先ほど申し上げたことで、ニーズ調査というのが北区の場合の課題だろうと 思います。それに対する量的な確保、そこのところで待機児童の調整が出てくると思うのです が、あとは施設給付の単価の問題だとか、利用料の単価の問題だとかを言葉では出てこないけ れども、お金、金銭のことも決めていかなければならないと考えていますが、その辺りが、何 をどういう基準で決めていくのかがわからない状態です。私は、厚労省のお話を伺ったりして いるのですが、どのような割り振りでここからここは北区でやりましょう、というところがわ からないです。もし、分かりやすくお話しいただければ教えていただきたいと思います。それ から病児保育というのは、特に保護者の方の仕事のことを考えたら真剣に取り組んでいかなけ ればならない問題です。でも現場からすると、子どもの健康を預かる、もっと大きな言葉でい うと、命を預かる問題ですから、おろそかに考えることができないし、なかなか難しい問題だ という認識を私も持っているのですが、ぜひ進めていくとよいと思います。うちの子どもはも う親になったので、孫は何日も何日も休むような状態、それが現実であり、保護者の方々が困 っていらっしゃることを、解決していくのが行政システムの中で取り入れられるとよいのでは ないかと思います。

- 【事務局】北区の子ども・子育て会議で、何をやってくかということですが、北区の実情に合わせた事業計画を立てていくというのが北区の子ども・子育て会議の仕事になると考えております。なので今回、区長と教育委員会から、諮問させていただきましたが、それの次世代育成のための計画作り、北区にとってどういう計画が一番よいのか、北区の子どもたちにとって、どういう計画がよいのかを考えていく場だと考えております。内容の問題で、内容というのは、保育園をどれだけ必要かということもありますが、その他に色々な施策がございます。保育園や幼稚園だけではなくて、児童館があり、図書館で色々なものをやっていたり、子どもを預ける場をどうするかなども含めまして、例えば一時預かりがもっとあるとよいだとか、これは使いにくいだとかのお話から始まって、もう少しこういうふうな形で北区が施策を進めてくれればよいのにということに対してのご意見をいただければと思っております。
- 【委員】それは、(仮称) 次世代育成支援計画のことではないですか。子ども・子育て会議という のはまた別の話ではないのですか。
- 【事務局】それを含めて、総合的な計画を立てると位置づけられておりますので、保育園・幼稚園 の数というのは、この子ども・子育て支援事業計画になりますが、その内容を含めて、総合的 な計画の策定を子ども・子育て会議にお願いしたいと考えております。
- 【会長】そうしますと、今まで計画を立てていた、次世代育成支援行動計画を見直しながら新たに付け加えて、という部分も含めて検討していくということですね。先ほど佐田委員のご発言も合わせて、非常に大事な点を指摘していただいていると思いますが、量的な確保も大事ですが、それよりもやはり質的なものをどう考えていくか、その辺はどんどん議論をしていただければと思います。とにかく数を増やせば、何かを作ればということだけではなくて、それは果たして子どものためによいのかどうかという視点が非常に大事だと思いますので、今後もどうぞご意見をいただきたいと思います。
- 【委員】今のご意見に踏まえて、ぜひ我々が議論するにあたって、この子ども・子育て支援新制度 についてという、分かりやすいものと、北区の次世代育成支援行動計画をすり合わせて、どの

ような具体的な調査票を区として考えているのか、というのがないと、なかなかこの限られた 時間の中で、優先順位を付けて、あるいは我々公募の人間が、真のニーズを打ち出していくこ とは難しいかと感じますが、いかがでしょうか。

- 【事務局】今のご指摘も含めて、どのようにアンケート調査を行っていくかということを考えていかなければならないと思っております。なかなか物理的な、国や東京都からの示される、あるいは要請されるアンケート項目に、相当程度縛られるということも予想しておりまして、そういった意味では区が、こういうような項目も加えたい、あるいは、こういう質問項目はいらないから、こういうものに変えたいというようなことを、どの程度できるのかということも含めまして、検討しなければいけないと思っております。ニーズ調査などに関しては、非常に参酌基準というようなもので、国で縛ってくると思っていますので、非常に難しいです。教育・保育のサービスのニーズ量については、そういったことになるかと思います。
- 【委員】勉強不足で申し訳ないのですが、調査票は地域で個々に決められるものなのでしょうか。 【事務局】国が求めているものがございますので、この調査票を今後どのような形で示されるか分からないのですが、これだけは必ず聞きなさいという項目と、これは地域の実情に応じて聞くなりしてよいですという項目と分かれるかと思います。
- 【事務局】補足しますと、限界があると申し上げている理由は、アンケート調査の項目数というのは、限界があるということも含めて、だいたい 40 を過ぎると、回答率が下がっていくというようなことも言われてございますので、そういうことも考えながら、設計をしていかなければいけないと思います。
- 【委員】もう1点だけよろしいでしょうか。この子ども・子育て支援新制度について、給付事業の全体像というのが分かりやすく示されているかと思うのですが、これを超える範囲というものも、区としてこの会議の中で出てきた場合、新たに給付の対象になるということはあるのでしょうか。具体的に、例えば地域子ども・子育て支援事業というのが、4項目に絞られているかと思うのですが、北区としては、例えば後期計画の中に、多様な主体が担う新たな仕組みの構築といったようなものを掲げていると思うのですが、それと、この子ども・子育て支援新制度というのが、リンクする可能性があるかどうかというところになりますが。
- 【事務局】次世代の育成支援行動計画を見ていただきますと、今あるここに掲げられているものの うち、子ども・子育て支援事業に掲げられているような方向も入っておりますので、そういっ た意味では、これからこの会議でご審議いただきたいという計画の内容は、この新制度における地域子ども・子育て支援事業を含む、地域の子ども・子育て支援に関する事業について、計画的にどのように進めていくのが望ましいかというようなことをやっていただきたいと思います。
- 【会長】ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
- 【委員】財源についてお尋ねをしたいと思います。資料 11 のパワーポイントの 4 ページ目で、社会全体による費用負担ということで、説明をいただいたと思います。消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提と記載されておりますが、先ほどの説明の中で、消費税率が上がらない場合には、できないというような旨の説明があったかと思うのですが、実際問題として、例えば本当に消費税率がアップしない、あるいは、アップするのが遅れることになった場合に、子ども・子育て支援会議において、策定されるべき行動も、凍結というふうになるのでしょうか、それとも、そちらはとりあえず、凍結になるとはいえ、(仮称) 北区次世

代育成支援計画の方で補っていくということになるのでしょうか。教えていただければと思います。

- 【事務局】消費税率がどうなるかということは、今後、まだこちらもよくわからないというのが、 実情でございますが、この子ども・子育て会議で検討していただく 27 年度以降の計画は、今 の次世代育成行動計画が 26 年度で終わってしまいますので、消費税がどうなろうとも、どの ように北区の子ども・子育て施策を進めていくかという計画が必要だと考えておりますので、 その部分では、色々な議論をしていただきたいというふうに考えております。
- 【会長】ありがとうございます。いかがでしょうか。だいぶ時間が来ていますので、あと、どうしてもご発言なされたい方がいらっしゃいましたら、お一人だけという形でお願いします。2回以降に具体的なことは色々ご議論いただければと思います。
- 【委員】子育て支援という一言では、割り切れないと思いますが、働いているお母さんと、家にい るお母さんではニーズが違うということを、ひしひしと感じております。働いているお母さん は、やはり病児保育のことを大変気にされていたり、延長までに帰れないなど、色々悩みを抱 えていらっしゃいます。一方、家にいるお母さんたちは、再び社会復帰をできるか非常に不安 を抱えていらっしゃいます。また、社会人としての自信が、どんどん失われていくというとこ ろがあります。そういった、ワークライフバランス、またワークライフミックスといいますか、 子育てしながら、自分磨きをしたいですとか、自己啓発をしたいという意欲を持ったお母さん が大変多いのですが、器の中身も、内面的な部分を伸ばしていくというような部分も、これか ら提案していける感じなのかということをふと思ったのと、あと、子どもセンターも午前中は、 赤ちゃん連れのお母さん、午後は、小学生。みたいに切っているのですが、接していて感じる のは、やはり今、雇用状況が大変なのか、お父さんたちの帰りが夜 10~11 時になっていて、 午後もお子さんと二人きりでいるのが非常に辛いというような意見が出ています。あと、8月 は、児童館に小学生の子どもたちがいて、よちよちクラブだとか、0~3歳対象のクラブが閉鎖 されているので、8月はどうしようと困っているお母さんがいらっしゃいます。割り振り方が 既存の考えになっているような気がするのですが、生活が多様化していたりとあると思うので、 そういうところから見直せるのかどうか。よろしくお願いします。
- 【事務局】そういったお母様方の声を上げていただきたいということもありまして、公募委員の方を6名の方、普通に比べれば、とても多い数の方に入っていただいておりますので、普通ではなかなか気付けない意見を上げていただければと思っております。
- 【会長】ありがとうございました。それでは、まだまだご発言になりたいという方もいらっしゃる と思いますが、そろそろ時間ですので、この辺にしていただければと思います。最後に、次回 の会議の日程を、ここで確認しておきたいと思います。
- 【事務局】次回の会でございますが、8月27日火曜日午後6時半からを予定しております。場所は同じ場所です。もう1つ先でございますが、現在のところ、10月4日の夜間を予定しておりますので、よろしくお願いします。
- 【会長】ありがとうございました。次回は8月27日(火)です。よろしくお願いいたします。それでは、閉会のご挨拶を、副会長の神長先生からお願いいたします。
- 【副会長】長時間ありがとうございます。議論すればするほど、課題が浮き彫りになってきますが、 議論しながら、この会議の目的、また、子育て支援って何だろうとか、子どもの育ちを支えて いくための、量的な確保と、そこに伴う質的な環境の保障ということを、議論しながら共有し

ていくことが大事かと思います。次回はニーズ調査になるかと思いますが、北区の掲げている ビジョンを常に見ながら、議論を深めていければと思っております。今日は本当にご苦労様で ございました。

5 閉会